

矯正局長
殿
高松矯正管区長

徳島刑務所長

自殺企図事案速報（刑事施設）

1 事案発生日時及び概要

令和6年8月24日（土）午後3時26分頃、徳島刑務所第■居室棟■階勤務職員法務事務官看守A（以下「A看守」という。）が同階中央付近から西側方向に巡回していた際、同階■室収容中の懲役受刑者X（以下「事故者」という。）の居室において、居室内通路側鉄格子（床面からの高さ：約77センチメートル）にくくりつけた白いタオルが室内に向かって垂下している状況を認め、事故者が頭部を北側（居室扉側）に向けた状態でうつ伏せになっており、

■、A看守が事故者に声掛けしたものの、反応を示さなかったことから、直ちに非常ベル通報した。

同通報により、駆け付けた監督当直者看守長B（以下「B看守長」という。）は、同時28分頃、A看守からの報告を踏まえ、事故者がい首自殺を図ったものと判断し、鉄格子に結ばれたタオルを両手でほどき、同居室を開扉して入室したところ、うつ伏せの状態にある事故者の首に同タオルが巻き付いており、このことから、事故者が居室内において、同タオルを輪状にした上、同輪に首を入れ、垂下して首していたことがわかれたため、事故者の首部の同タオル輪状部分をはさみで切断し、事故者に対して再三にわたり問い掛けしたものの、事故者は反応を示さなかった。

同時29分頃、救急車を要請するよう指示し、事故者を仰向けに寝かせた上で胸骨圧迫による救命措置を開始するとともに、同時31分頃に到着したAEDを使用したものの、電気ショックの必要はないとの判定が示されたことから、胸骨圧迫による救命措置を継続した。

その後、同時46分頃、事故者から自発呼吸が確認され、同日午後4時10分、事故者を■し、同時13分、■外部病院へ緊急搬送して救命措置が実施された結果、同病院医師から、入院加療を要するとの所見が示された。

2 関係者名等

- (1) 身分
■受刑者
- (2) 氏名（性別）
■（男性）
- (3) 生年月日
■（4■歳）
- (4) 罪名又は事件名
■

(5) 刑名、刑期

(6) 刑の起算日

(7) 刑の終了日

(8) 入所又は入院度数

(9) 制限区分及び優遇区分又は処遇の段階

(10) 所内又は院内における行状の良否

(11) 住所

(12) 国籍

(13) 要注意者等の指定の有無

3 推定事故原因

現在調査中である。

4 事案に対し執った処置・今後執るべき処置

- (1) 令和6年8月24日(土)午後3時26分頃、A看守が非常ベル通報した。
- (2) 同時28分頃、事故者の居室を開扉後、事故者の首に巻き付いていた同タオル輪状部分を切断した。
- (3) 同時29分頃、事故者を仰向けに寝かせて、胸骨圧迫による救命措置を開始した。
- (4) 同時31分頃、B看守長は、AEDを事故者の胸部に装着し、AEDを使用したところ、AEDの使用は不要である旨のAEDの判定があったため、胸骨圧迫による救命措置を継続するよう臨場した職員に指示し、救命措置を継続した。
- (5) 同時46分頃、事故者の自発呼吸が認められた。
- (6) 同時49分頃、救急車が当所に到着した。
- (7) 同時55分頃、救急隊員が同居室に到着した。
- (8) 同時56分頃、救急隊員が事故者に脈拍があることを確認し、その後、事故者をストレッチャーに乗せて、同居室から救急車へ搬送した。
- (9) 同4時10分頃、事故者を搬送した。
- (10) 同時13分頃、搬送先の外部病院が決定し、同病院に向けて、救急車が当所を出発した。
- (11) 同時30分頃、救急車が同病院に到着した。

5 特別機動警備隊等の派遣の必要の有無及びその理由

無

6 その他

- (1) 本件事案当日の収容人員は、421名である。
- (2) 現在のところ、報道機関等からの取材はない。

- (3) 事故者の収容居室を検査するも遺書は発見されなかった。
- (4) 事故者が自殺企図に供したタオルは、当所が事故者に貸与したタオル1枚の長辺を半分に切り裂いて連結したものであることが判明している。